平成２８年（フ）第６号
群馬県利根郡みなかみ町下津2720番地１
債務者　髙橋　　調
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市場　和政
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
愛知県知立市山町大林17番地１　メゾン大林Ｂ－２号、前住所愛知県名古屋市守山区森孝東２丁目813番地　森孝東住宅２棟406号
債務者　益村　幸治
１　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒瀬　裕司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午後３時20分
５　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第７号
石川県鹿島郡中能登町久江コ130番地１、従前の住所石川県鹿島郡中能登町井田58部１番地１
債務者　野田　義信
１　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀江　重尊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月22日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第１０２６号
愛知県知多市つつじ丘４丁目23番地の１（２－205）
債務者　中村　慶子
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　陽平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５号
長崎県佐世保市金比良町８番３号、前住所長崎県佐世保市大黒町236番地９
債務者　池田　一夫
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹口　将太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月８日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２６１号
愛知県常滑市榎戸町３丁目169番地
債務者　伊藤　正洋
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樅木　良一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２９号
北海道苫小牧市弥生町２丁目４番１－205号
債務者　石川　幸仁
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第３７号
北海道苫小牧市拓勇西町３丁目13番50号　ブランドＫ７　106号
債務者　福田　順一
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２９号
青森県八戸市岬台４丁目３番３－23号　県営住宅
債務者　高橋　　香
１　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
宮城県大崎市古川小泉字泉26番地３　２号
債務者　齋藤真裕美
１　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
秋田県鹿角市花輪字柴内大久保４番地
債務者　児玉　英樹
１　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第５号
福島県白河市旭町３丁目171番地　ナミデン荘８号室
債務者　岡部　好江
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
金沢市上荒屋４丁目75番地１　市営住宅１棟207号、従前の住所金沢市上荒屋５丁目369番地
債務者　前多　理紗
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３号
金沢市神野１丁目98番地　うらら野Ａ棟Ａ02号、従前の住所金沢市土清水２丁目169番地１
債務者　宮島　久子
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０号
石川県鹿島郡中能登町久江ハ部５番地
債務者　酒井　榮子
１　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第１７号
長野県松本市宮田18番11号
債務者　加藤　光枝
１　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
長野地方裁判所松本支部